

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⁽¹⁹⁷⁾〕 所得税(配当所得、譲渡所得)関係

新NISA制度について

Q. 令和6年1月から新NISA制度が始まったと聞きましたが、NISAの概要について教えてください。

A. NISA（ニーサ）は、少額からの投資を行う方のために2014年1月にスタートした「少額投資非課税制度」です。

イギリスのISA（Individual Savings Account=個人貯蓄口座）をモデルにした日本版ISAとして、NISA（ニーサ・Nippon Individual Savings Account）という愛称がつけられました。

NISAは運用益（売却益・配当/分配金）が非課税になります。

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかります。

一方で、NISA口座で投資した金融商品から得られる利益は非課税になります。ただしNISA口座で投資できる上限金額は決まっています。

(1) 平成26年～令和5年

イ 一般NISA

一般NISAは、18歳以上（口座開設の年の1月1日現在）の居住者等を対象として、平成26年から令和5年までの間に、非課税口座で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税とされる制度です（年間投資額は120万円。年分ごとにつみたてNISAとの選択適用）。

なお、同一年分においては、一般NISAとつみたてNISAを同時に利用することはできませんが、年分が異なれば、ある年分は一般NISAを利用し、その次の年分はつみたてNISAを利用することは可能です。また、年分ごとに金融商品取引業者等を変更することも可能です。

ロ つみたてNISA

つみたてNISAは、18歳以上（口座開設の年の1月1日現在）の居住者等を対象として、平成30年から令和5年までの間に、非課税口座で取

得した一定の投資信託について、その収益の分配やその投資信託を売却したことにより生じた譲渡益が、累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長20年間非課税とされる制度です（年間投資額は40万円。年分ごとにNISAとの選択適用）。

(2) 令和6年～

新NISA

新NISAは、18歳以上（口座開設の年の1月1日現在）の居住者等が、令和6年以後に、非課税口座に係る特定累積投資勘定（つみたて投資枠）及び特定非課税管理勘定（成長投資枠）で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税となる制度です（年間投資額は、特定累積投資勘定（つみたて投資枠）が120万円、特定非課税管理勘定（成長投資枠）が240万円。また、生涯投資枠の上限が1,800万円（内数として特定非課税管理勘定（成長投資枠）のみの上限が1,200万円））。

新NISAのポイントまとめ

- ✓ 非課税保有期間が無期限
- ✓ 制度が恒久化
- ✓ つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能
- ✓ 年間投資枠が拡大
- ✓ 非課税保有限度額が新設
- ✓ 非課税保有限度額の再利用が可能

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
非課税保有期間	無期限		無期限
制度	恒久化		恒久化
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額	1,800万円		1,200万円(内数)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

さらに詳しく知りたい方は国税庁タックスアンサー No. 1535、金融庁NISAを知るを参照して確認してみてください。

(税制委員会:山口優子、木下茂登次、蒲生浩明 グループ稿)

(監修: 関東信越税理士会 松本支部)